○農林水産省令第十一号

競馬法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第七条、第八条第四項並びに第九条第一項、第二項及び第四項（これらの規定を同法第二十二条において準用する場合を含む。）並びに同法第二十条第一項の規定に基づき、並びに同法及び日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）を実施するため、競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

農林水産大臣　林　芳正

競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令

（競馬法施行規則の一部改正）

第一条　競馬法施行規則（昭和二十九年農林省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（競馬の実施に関する事務の委託）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　競馬会は、法第四条の規定により競馬の実施に関する事務を委託したときは、遅滞なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第四条第一項中「第四条」を「第五条」に改め、同項第四号中「第三条の二」を「第四条」に改め、同条第二項中「第四条」を「第五条」に改める。

第五条中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第六条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二項中「第六条」を「第七条」に改め、同項第三号中へをリとし、ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ　三重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法

第六条第二項第三号ニの次に次のように加える。

ホ　六重勝単勝式勝馬投票法

ヘ　七重勝単勝式勝馬投票法

第六条第二項第三号に次のように加える。

ヌ　三重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法

第七条の前の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（勝馬の決定の方法及び勝馬投票法の実施の方法）」を付し、同条第五項中「五の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」の下に「、六重勝単勝式勝馬投票法にあつては同一の日の六の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを、七重勝単勝式勝馬投票法にあつては同一の日の七の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」を、「馬番号二連勝単式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」の下に「、三重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法にあつては同一の日の三の競走につき馬番号二連勝単式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」を、「普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたものを」を加え、同条第八項中「第六条」を「第七条」に改める。

第九条を次のように改める。

（払戻金の算出方法等）

第九条　勝馬投票の的中者に対する払戻金は、付録第六で定める算式によつて算出した金額を当該勝馬に対する各勝馬投票券の券面金額に按分したものとする。

2　前項の規定により払戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

3　競馬会は、勝馬投票の的中者（勝馬投票の的中者がないときは、勝馬投票券を購入した者）に対し、勝馬投票券と引換えに払戻金を交付しなければならない。

4　競馬会は、法第八条第一項の規定により払戻金に係る率を定めたときは、遅滞なく、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

第十条中「五重勝単勝式勝馬投票法」の下に「、六重勝単勝式勝馬投票法、七重勝単勝式勝馬投票法」を加え、「及び」を「、三重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法、」に改め、「二重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法」の下に「及び三重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法」を加える。

第十一条中「二千万円」を「六千万円（二千万円以上六千万円未満の範囲内で、特定の種別の指定重勝式勝馬投票法につきこれと異なる額を競馬会の規約で定めたときは、その指定重勝式勝馬投票法については、その額）」に改める。

第十二条第一項中第五号を第八号とし、第四号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　三重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る三の競走のうち二の競走につき馬番号二連勝単式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの

第十二条第一項第三号の次に次の二号を加える。

四　六重勝単勝式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る六の競走のうち五の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの

五　七重勝単勝式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る七の競走のうち六の競走につき単勝式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの

第十二条第一項に次の一号を加える。

九　三重勝普通馬番号二連勝複式勝馬投票法　当該勝馬投票法に係る三の競走のうち二の競走につき普通馬番号二連勝複式勝馬投票法により勝馬となつたものを一組としたもの

第三十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（競馬の実施に関する事務の委託）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三十条の二　都道府県又は指定市町村は、法第二十一条の規定により競馬の実施に関する事務を委託したときは、遅滞なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

第三十一条中「第四条」を「第五条」に改める。

第四十五条第一項中「第五条第三項」を「第六条第三項」に改め、同条第二項中「第九条まで」を「第八条まで」に、「法第六条」を「法第七条」に改め、「以下この項」を削り、「種類」を「種類（法第二十二条において準用する法第七条に規定する勝馬投票法の種類をいう。）」に改め、「、第九条第一項中「の承認を受けた場合は」とあるのは「が別に定める場合にあつては」と」を削り、同条第四項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定（第十五条第三号及び第四号、第二十一条第五項並びに第二十二条第二号及び第四号を除く。）中「競馬会」とあるのは「協会」と、第十三条第一項中「法第十三条第一項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第十三条第一項」と、同条第二項中「規約」とあるのは「業務方法書」と、第十五条第六号中「経営委員会」とあるのは「運営委員会」と、同条第七号中「役員及び職員」とあるのは「役員及び職員並びに地方競馬に関係する都道府県又は指定市町村の職員」と、同条第八号及び第十二号中「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と、第十六条第二項中「規約」とあるのは「業務方法書」と、第十八条第六号中「法第十四条」とあるのは「法第二十二条において準用する法第十四条」と、第二十条中「法第十六条第一項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第十六条第一項」と、「令第五条」とあるのは「令第十七条の四」と、第二十一条第一項中「毎年、二回以内」とあるのは「毎事業年度、五回以内」と、同条第二項中「令第五条」とあるのは「令第十七条の四」と、同条第五項ただし書中「中央競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者、国営競馬（日本中央競馬会法附則第十二項の規定により改正される前の法第一条第二項に規定する国営競馬をいう。）の調教師若しくは騎手の免許を受けたことのある者」とあるのは「地方競馬の調教師若しくは騎手の免許を受けている者若しくは受けたことのある者」と、第二十二条第六号中「経営委員会」とあるのは「運営委員会」と、同条第七号中「役員及び職員」とあるのは「役員及び職員並びに地方競馬に関係する都道府県又は指定市町村の職員」と、同条第八号中「中央競馬」とあるのは「地方競馬」と、第二十四条中「規約」とあるのは「業務方法書」と、第二十六条第四号中「地方競馬」とあるのは「中央競馬」と読み替えるものとする。

第四十五条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「準用する法第九条第二項」と」の下に「「競馬会の規約で」とあるのは「農林水産大臣が別に」と」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第九条の規定は、地方競馬に係る払戻金の算出方法等について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「競馬会」とあるのは「都道府県又は指定市町村」と、同項中「法第八条第一項」とあるのは「法第二十二条において準用する法第八条第一項」と読み替えるものとする。